

助成申請しやすく

100人超の事業所も対象に

移乗用リフトなどの福祉機器を導入する際、多くの社会福祉法人が活用してきた厚生労働省の助成金「介護福祉機器等助成」が申請しやすくなった。100人未満の事業所しか

申請できないという縛りがなくなったため。同助成は、介護労働者の負担軽減を目的と「介護労働者設備整備等モデル奨励金」として予算化。数回の名称・制度変更を経て、2013年度から職業安定局所管の「中小企業労働環境向上助成金」の助成事業の一つに位置づけられた。中小企業を冠とした助成金になったため、職員（非常勤、派遣含

む）が100人以上いる事業所は申請できなくなり、リフトを導入しようとした法人の申請がはじかれる事態が生じていた。

厚生省が5日にホームページで公開したパンフレットによれば、所管は職業安定局に変わりますが、助成金の名称を「職場定着支援助成金（個別企業助成コース）」に変更。100人以上の事業所も

使えるよう助成対象を拡大した。また、助成対象機器にエアーマットを追加。これにより対象機器は移動・昇降用リフト、自動車用車いすりフト、特殊浴槽、ストレッチャー、自動排泄処理機、車いす体重計の7種類になった。

なお、支給額（導入費用の2分の1、上限300万円）や、導入・運用計画を都道府県労働局へ提出し、導入効果がなければ支給されないなどの手順に変更はない。

厚生省職業安定局介護労働対策室は「社会福祉法人などから要請があり変更した。機器導入を考えている事業所は最寄りのハローワークに相談してほしい」と話している。